

第6回農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月29日 午前9時00分
- 2 開催場所 五ヶ瀬町役場 301会議室
- 3 出席委員 17名

| | | | | | |
|------|----|------|------|-----|-------|
| 会長 | 1番 | 甲斐梅男 | 会長代理 | 2番 | 藤田忠義 |
| 農業委員 | 3番 | 藤木洋子 | 農業委員 | 4番 | 松本さとみ |
| 農業委員 | 5番 | 黒木優子 | 農業委員 | 6番 | 渡邊 恵 |
| 農業委員 | 7番 | 飯干浩一 | 農業委員 | 8番 | 米倉浩幸 |
| 農業委員 | 9番 | 坂本建吾 | 農業委員 | 10番 | 太田保義 |
| 推進委員 | 1番 | 飯干豊昭 | 推進委員 | 2番 | 田中春男 |
| 推進委員 | 3番 | 小笠秀哉 | 推進委員 | 4番 | 興梶千恵美 |
| 推進委員 | 5番 | 畦池港 | 推進委員 | 6番 | 小貫峰重 |
| 推進委員 | 8番 | 木村俊一 | | | |
- 4 欠席委員 1名

| | | |
|------|----|------|
| 推進委員 | 7番 | 渡邊巳鶴 |
|------|----|------|
- 5 議事内容
 - 議案第13号 農地法第3条の許可について
 - 議案第14号 農地法第5条の許可について
 - 議案第15号 農用地利用集積計画の承認について
 - 議案第16号 非農地判断の承認について

| | |
|------|---|
| 事務局長 | ただ今から第6回農業委員会を開催します。 |
| 議長 | (あいさつ後) 本日の議事録署名人に3番と4番の方を指名します。それでは、議事に移りたいと思います。議案第13号農地法第3条の許可の1番について事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第13号農地法第3条の許可の1番について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 畦池委員 | 渡人と受人は親子関係にあります。渡人が父親であります。最近体調が良くないということで、受人である息子に農地を譲るといことのようにです。受人は自宅でIT関連で企業しておりますので、常に家にいます。今回の対象になっている農地については、手入れもよく、受人が耕作しておりますので、何も問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願ひします。 |
| 太田委員 | 受け人は耕作するのでしょうか？ |
| 畦池委員 | 現に耕作しており、手入れが行き届いております。 |
| 議長 | 他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思ひます。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第13号の2番について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第13号農地法第3条の許可の2番について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 小笠委員 | 渡人は受人のおばとなります。対象地については兼ヶ瀬地区の奥のほうになりまして、条件はあまりよいとは言えませんが、昔から受人の家が管理してきておりまして、実際今まで耕作もしており、今後も耕作する予定となっております。特に問題ないかと思ひますのでご審議のほどよろしくお願ひします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願ひします。なければ議決を取りたいと |

| | |
|---------|---|
| | 思います。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第13号の3番について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第13号農地法第3条の許可の3番について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 黒木委員 | 渡人は7区に住んでおり、受人は6区に住んでおります。今回の対象が6区にあります。元々渡人の父親が耕作されておりましたが、亡くなったあとは今回の渡人が耕作しておりますが、手がまわらず管理できなくなったため、受人に渡すということになりました。受人については、現在は体調がちょっと良くないのですが、農業を何かしてみたいという意向があるようです。 ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。 |
| 太田委員 | 農業をするのでしょうか？山の方に何か置いてある気がするのですが。 |
| 黒木委員 | 農業をするという意味はあるようです。今回の申請地は山の方ではなく、別の場所で、現にワイナリーが使っているなど、実際に耕作できる場所となっております。また、今回の申請地については、元々受人の世帯の土地でしたが、諸事情により渡人の父親に所有権が移っておりました。それを今回、元に戻すということでもあります。 |
| 議長 | 他に意見はないでしょうか。 |
| 飯干(浩)委員 | 受人は現在入院しているようなのですが問題はないのでしょうか。 |
| 事務局 | 例えば、足腰が悪いとかの農業に直接影響のあるものであればですが、今回は問題ないと判断させていただきました。 |
| 議長 | 他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第14号農地法第5条の許可について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第14号農地法第5条の許可について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 興梠委員 | 今回の申請地に隣接している農地については令和2年10月に3条申請により受人の父親に所有権がうつるということで農業委員会を通過しております。今回の受人は息子になります。家の建て替えを検討した際に、今の家が土砂災害警戒区域に入っているため、別の場所を探した結果、今回の申請地が候補にあがりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。 |
| 太田委員 | 農振農用地ではないということによいでしょうか。 |
| 事務局 | 農振農用地ではありません。 |
| 議長 | 他に意見はないでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第15号農用地利用集積計画の承認について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第15号農用地利用集積計画の承認について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 飯干(豊)委員 | 貸人借人ともに中村集落になります。貸人が病気で耕作ができなくなり、貸人の妻が家の周りの農地について家庭菜園で利用しておりますが、それ以外の農地を管理しきれなくなったということで今回の借人に依頼があったようです。申請地については借人が飼料作で利用するというこのようです。 特に問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第16号非農地判断の承認の1番について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第16号非農地判断の承認の1番について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 松本委員 | 申請地については、荒踊の館の東に位置しており、山の奥の方にあります。私自身も初めて足を踏み入れる場所で、対象地までの道もかなり険しい状況でした。所有者と現地確認しましたが、所有者本人も久々に現地に來たということで、かなり荒れておりました。所有者の世帯については昔はタバコを作ったりしておりましたが、現在は弟と二人で暮らしており、二人とも出稼ぎに出ている関係で農地の維持管理が厳しいとのことでした。 非農地ということで問題ないかと思しますのでご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第16号非農地判断の承認の2番について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | (議案第16号非農地判断の承認の2番について説明) |
| 議長 | では、担当委員の説明をお願いします。 |
| 小貫委員 | 申請地は所有者の自宅から道を挟んで反対にあります。道路の改良の際に残った農地ではないかと思いますが、面積がかなり小さく、写真のとおりすでに原野化しております。 非農地ということで問題ないかと思しますのでご審議のほどよろしくお願いします。 |
| 議長 | では、この案件に意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。 |
| 全員 | (全員挙手) |
| 議長 | では承認とします。続きまして、議案第16号非農地判断の承認の3番以降について事務局から説明をお願いします。 |
| 事務局 | 3番以降については道路等の一部になっている農地の非農地判断ということで、件数が多いので行政区ごと一括してご審議いただきたいと思いますが、その前に前提及び今回の案件の状況について説明させていただきたいと思っております。 農地の転用については、通常は農業委員会を経て県の許可が必要であります。様々な例外がありまして、国県市町村が道路や水路を設置する場合も例外に該当し、この場合転用許可を必要とせず転用が可能となっております。これが何の法律に基づいているかと言いますと、議案書に記載されておりますが、農地法第4条第1号第9号が市町村が道路や水路などを設置する場合、第2号が国県が道路や水路などを設置する場合となります。 今回の案件の状況としてですが、桑野内地区については昭和後期から平成初期に地積調査が入っておりまして、通常、地積調査が行われた際には、関係者立ち合いにより境界が確定し、境界が確定したことで実際の面積が確定し、地目は土地の状況に応じて決まることで、地積調査の成果として登記簿上の面積及び地目が更新され、図面も更新されます。しかしながら、今回のように県道の一部となっている場合、所有者が、その場所に土地が存在していることは把握しているけれども道路となっているため、所有者含め誰も境界がわからない状況となります。この場合の地積調査の処理として、現地確認不能の道路として判断され、この場合は境界が定まらないため面積が確定しませんので地目も含めて登記簿も更新されず、また、図面上にも表示されないということで、結果として地目が農地になっている道路が残ってしまっておりました。 |

| | |
|---------|--|
| | <p>今回については地積調査において道路や水路として判断されているという点、図面上に存在していないという点、実際の現地に農地がないという点から、農地法2条の農地に該当しないものとして非農地判断の案件として挙げさせていただきました。</p> <p>また、これはお願いになるのですが、今年のはじめに非農地証明の判断基準について協議し決定した内容に「農地法第4条第1項各号（第2号を除く）」とあり、第2号が除かれておりましたが、通常は個人所有の農地に対して国県が道路等を設置することを想定していないことによるものだと思いますが、今回はこれを適用させていただけないかと思います。</p> <p>まずは、これらのことについて了承いただいた上で、各案件の審議をお願いしたいと思います。</p> |
| 議長 | <p>ただいま事務局から説明がありました。案件の審議の前に説明内容について質問等ありますでしょうか。</p> |
| 太田委員 | <p>県道などの際は、用地交渉が行われて、県の土地になると思うのですが、なぜ個人所有のままなのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>おっしゃるとおり、現在町内でも高速道路のため用地交渉が行われており、通常であれば必要な部分のみ分筆され、その部分が国や県の土地となり道路となるものと認識しております。今回については、昭和のことですので詳細は把握できておりませんが、おそらく、所有者の好意により無償にて土地が提供されたのではないかと思います。</p> |
| 議長 | <p>他にないでしょうか。なければ各案件について行政区ごとに一括して審議させていただきます。事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>各案件について簡単に説明いたします。まず第6区からです。3番が町道、4番が県道、5番が集落道、6番が集落道、7番が県道、8番が県道、9番が県道、10番が集落道、11番が地積調査では水路となっており水兼農道、12番が水兼農道、13番が水兼農道、14番が水兼農道、15番が水兼農道、16番から18番については旧字図及び地積調査後の図面のどちらにも表示されておりませんが16番と17番が地積調査では水路となっており、18番は道路とされておりました。19番が県道となっております。以上が第6区です。</p> |
| 議長 | <p>これらにつきまして、質問等ある方はお願いします。</p> |
| 飯干(浩)委員 | <p>議案書の中の所有者の欄に住所不明とあるのですが、どうされるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>説明を一部失念しておりました。まず、議案書の住所ですが、台帳に記載されている住所を記載しておりますが、これは本町で今の電算システムが導入された平成の中盤以降に住所を把握している方は記載があり、それ以前の方については住所不明になっている方もいらっしゃいますが、詳細は割愛しますが、これはシステムの都合上ということでご理解ください。なお、地積調査時点での住所はわかっております。通知等は把握している住所で送付する予定ですが、30年前の地積調査の住所ですので宛先がなく通知がかえってきたり、所有者がすでに死亡していることもあろうかと思っております。その場合は、先月ちょっとだけ説明いたしましたが、非農地として判断された土地については法律において町長の権限で登記上の地目を変更できとなっております。現在、県と法務局が具体的な事務の調整をしておりますので、確定したらこの方法で地目を変更する予定となっております。</p> |
| 議長 | <p>その他、質問や意見はありますでしょうか。なければ議決を取りたいと思います。3番から19番について賛成委員の挙手をお願いします。</p> |
| 全員 | <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>では承認とします。続きまして、20番以降について事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>20番以降は第7区となります。20番が県道、21番が県道、22番と23番が旧字図と地積調査後の図面のどちらにも表示されてませんが地積調査においては道路となっております。24番が県道、25番が県道、26番が県道、27番が3筆が県道、3筆が旧字図と地積調査後の図面のどちらにも表示</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>されてませんが地積調査においては道路、28番が県道、29番が県道、30番が県道、31番が県道、32番が水兼農道、33番が県道、34番が県道、35番は1筆が旧字図及び地積調査後の図面のどちらにも表示されておらず地積調査では道路で1筆が集落道で1筆が県道、36番が集落道、37番が県道、38番が県道、39番が集落道、40番が集落道、41番についてはダム付近に存在しており台風などで増水して浸かる場所のようですので、議案書に記載があるように通常の非農地判断の事由を適用しており、地積調査においては池沼と判断されております。以上が第7行政区の案件となります。</p> |
| 議長 | <p>では、20番から41番について意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p> |
| 全員 | <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>では承認とします。続きまして、42番以降について事務局からお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>42番からは第8区となっております。42番が県道、43番が県道、44番が県道、45番が県道、46番が県道、47番が県道、48番が県道、49番が県道、50番が県道、51番が県道、52番は旧字図と地積調査後の図面のどちらにも表示されてませんが地積調査においては道路、53番が県道、54番が県道、55番が県道、56番が県道、57番が県道、58番が県道となっております。以上が第8区です。</p> |
| 議長 | <p>では、42番から58番について意見のある方はお願いします。なければ議決を取りたいと思います。賛成委員の挙手をお願いします。</p> |
| 全員 | <p>(全員挙手)</p> |
| 議長 | <p>では承認とします。本日の議事は以上です。その他として何かありますでしょうか。</p> |
| 事務局長 | <p>以上を持ちまして、第6回五ヶ瀬町農業委員会を終了します。</p> |

議事録署名人_____

議事録署名人_____